

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

## 文書送付嘱託申立書

2024年4月19日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

原告は、次のとおり文書送付嘱託を申し立てる。

## 1 文書の表示

最高裁判所令和5年（行ツ）第180号及び（行ヒ）第196号について、最高裁判所調査官室が作成して最高裁判所第一小法廷に提出し、令和5年9月28日付け最高裁判所第一小法廷決定がなされる前提となった調査官報告書。

## 2 文書の所持者

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所  
電話番号：03-3264-5176（代表）

## 3 証明すべき事実

令和5年9月28日付け最高裁判所第一小法廷決定の実質的で具体的な理由には、過去の最高裁判所大法廷判決との不整合あるいは矛盾があるなど合理的かつ論理的で説得力のある反論をなすことが可能であり、同棄却決定をもって国籍法11条1項の合憲性の根拠とすることはできないこと。

## 4 証拠の必要不可欠性、非代替性等

### (1) 必要不可欠な非代替的証拠であること

被告は、令和5年9月28日付け最高裁判所第一小法廷決定（以下「令和5年9月第一小法廷決定」という。）を乙B第40号証として提出した。その立証趣旨は、「国籍法11条1項は合憲であるとした東京地方裁判所判決及び東京高等裁判所判決の上告審において、最高裁判所第一小法廷が、上告人兼申立人らの上告を棄却し、上告受理申立てを受理しなかったこと」とされており、被告は同決定をもって国籍法11条1項は合憲と判断されるべき旨を主張しているものと考えられる。

しかし、同決定は、上告を棄却した理由も上告受理申立てを受理しなかった理由も具体的に示していない。

同決定の対象となった上告受理申立て理由書においては、原審である東京高等裁判所判決には最高裁判所大法廷判決（在外邦人選挙権制限違憲訴訟の最高裁判所大法廷判決（平成17年9月14日）、在外邦人国民審査権確認等請求

訴訟の最高裁判所大法廷判決（令和４年５月２５日）、国籍法違憲訴訟の最高裁判所大法廷判決（平成２０年６月４日）及び第三者所有物没収事件の最高裁判所大法廷判決（昭和３７年１１月２８日）との不整合ないし矛盾があることが指摘され、上告理由書においては、国籍法１１条１項が違憲無効である理由として本件訴訟での原告の主張と重なるものが主張されていた。ところが、それらがなぜ上告受理申立て理由や上告理由に当たらないとされたのか、同決定からはまったく明らかでない。

原告が、被告の援用する令和５年９月第一小法廷決定に対する的確な批判や反論を行い、国籍法１１条１項が違憲無効であることを説得的に論証していくためには、最高裁判所第一小法廷が上記の上告を棄却した理由と上告受理申立てを受理しなかった理由を正確に把握することが必要不可欠である。

そして、最高裁判所第一小法廷が上記の上告を棄却した理由と上告受理申立てを受理しなかった理由を正確に把握するには、同決定の基礎となった調査官報告書の内容を知る以外の手段はない。

## （２）送付に弊害はなく、憲法の要請にかなうこと

上記調査官報告書が送付され証拠として提出されたとしても、国籍法１１条１項に対する最高裁判所の考えが詳らかになるだけで、何らかの支障が生じたり第三者の利益を侵害したりするおそれはない。

上記調査官報告書は、国籍法１１条１項の憲法適合性についての最高裁判所の考え方を整理した文書としては初めてのものである。

同条項の違憲性を主張する訴訟が各地で提起されており、今後も相次ぐことが予想される。本件の原告を含むそれら訴訟の原告らが、第一審の段階から最高裁判所の考え方をふまえた主張を展開できるように上記調査官報告書すなわち国籍法１１条１項についての最高裁判所の考えを明示することは、裁判を受ける権利（憲法３２条）の十全な保障に不可欠である。

また、日本国籍が憲法上の重要な資格ないし法的地位であり、国籍法１１条１項はその日本国籍を本人の意思に反して喪失させるという重大な結果をもたらすという客観的事実をふまえるなら、同条項の憲法適合性について最高裁判所の考え方が堂々と示されることは、単に原告らの裁判を受ける権利の保障に資するだけでなく、最高裁判所の誠実さに対する国民の信頼の確保にもつながるから、司法を含む統治制度の安定にもつながるという点で公共の福祉にも大いにかなう。

したがって、上記の調査官報告書の嘱託による送付は、弊害もなくむしろ憲法の要請にかなうものであるから、積極的になされるべきである。

以上